

事業経営総合保険の補償内容についてのご案内

(2018年1月1日以降補償開始用)

このリーフレットでは、事業経営総合保険の主な補償内容についての概要をご説明しています。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社損害サービスセンターにご相談ください。

このリーフレットの中で使用される略称や主な保険用語は以下のとおりです。

保険の対象 (物損害補償)	ご契約者の所有、使用または管理する財物(商品・製品等、設備・什(じゅう)器等、現金・小切手等)をいいます。 ただし、自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車(注1)を除きます。)、船舶、航空機、家財、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等、稿本等、動物・植物(観賞用植物を除きます。)などを除きます。 (注1)総排気量が125cc以下の原動機付自転車の保険責任は、保管場所に保管されている間に限ります。
時 価 額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額(再調達価額(注2)から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額)をいいます。 (注2)保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額のことをいいます。
対象事業所	保険証券記載の事業所をいいます。
保 管 場 所	次の①から③までのものをいいます。 ①対象事業所 ②対象事業所において被保険者が営む事業に関連し、保険証券記載の年間売上高に直接寄与する、被保険者の所有、借用または管理する店舗、事務所、倉庫、作業所等の場所。ただし、建築・組立・土木工事現場等の場所は除きます。 ③対象事業所において被保険者が営む事業に関連し、保険証券記載の年間売上高に直接寄与する、委託製造・委託販売・委託保管等のために被保険者以外の者が所有、借用または管理する場所

物損害補償の補償内容

(1) 損害保険金	すべての偶然な事故(保険金をお支払いできない場合に該当する場合を除きます。)によって保険の対象に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。ただし、次の点にご注意ください。 ・保管中についてはご契約金額(保険金額)を限度に(注3)、運送中については1回の事故につきご契約金額または5,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。 (注3)対象事業所以外の保管場所については、1回の事故につきご契約金額または5,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。 ・現金・小切手等は、1回の事故につきご契約金額または500万円のいずれか低い額が限度となります。ただし、保管場所の敷地内に設置された自動販売機内の現金は、1回の事故につき5万円が限度となります。 ・火災・落雷または破裂・爆発以外の事故については、全損の場合を除き、1回の事故につき、自己負担額(免責金額)が1万円となります。 ・対象事業所内で一時的に保管または管理する顧客の所有、使用または管理する財物(預かり品)を損壊・紛失し、または盗取されたことにより、法律上の賠償責任を負担した場合に1回の事故につき50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、その物の時価額を超えないものとし、また、1回の事故につき、自己負担額が1万円となります。
(2) 臨時費用保険金	商品・製品等の損害に対し上記(1)の損害保険金をお支払いする場合に、損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき500万円が限度となります。
(3) 残存物取片づけ費用保険金	上記(1)の損害保険金をお支払いする場合、その損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)の実費をお支払いします。
(4) 修理付帯費用保険金	火災・落雷または破裂・爆発により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり発生した原因調査費などの各種費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要、有益な費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき、ご契約金額(注4)の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。 (注4)ご契約金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。
(5) 損害防止費用保険金	損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合、実費をお支払いします。
(6) 水災保険金	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象に損害が生じたときに、1回の事故につき100万円を限度に保険金をお支払いします。

休業損失等補償の補償内容

(1) 休業損失保険金	次の①から④までのいずれかにより、対象事業所の営業が休止または阻害された場合に生じた損失または営業継続費用について保険金をお支払いします。 ①保管場所などがすべての偶然な事故(保険金をお支払いできない場合に該当する場合を除きます。)により損害を受けたこと ②対象事業所において生じた漏水、放水または溢水(いっすい) ③対象事業所の建物等における犯罪、事件等の異常事態(警察その他の行政機関による立入禁止等を伴うもの)に限り、 ④ユーティリティ設備(裏面の注5)の機能が停止または阻害されたことにより、電気・ガス・熱・水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害されること 1回の事故につき、次のア、およびイ、の合計額をお支払いします。ただし、次のア、については、上記①の事故のうち風災・雹(ひょう)災・雪災・水災または上記②から④までのいずれかに該当する場合は、休業3日目からのお支払いとなります。 ア. 1日あたりの平均粗利益の額×復旧期間内の休業日数(定休日を除きます。) (保険証券記載の1日あたりの平均売上高×年間営業日数×保険証券記載の補償割合を限度とします。) イ. 営業継続費用の額(1回の事故につき、500万円を限度とします。)
(2) 損失防止費用保険金	火災・落雷または破裂・爆発による損失の発生および拡大の防止のために、次の必要または有益な費用を支出した場合、実費をお支払いします。 ①消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理・再取得費用 ③消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用

賠償責任補償(施設賠償責任補償・生産物賠償責任補償)(オプション)の補償内容

次のA.またはB.のいずれかの場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、次の(1)から(5)までの損害賠償金・費用をお支払いします。(1)から(3)までについては、その合計額から自己負担額(1回の事故につき1万円)を差し引いた額をお支払いします。

A. 施設賠償責任補償	対象事業所施設の所有・使用・管理または対象事業所施設に関連して行われる営業・管理等の仕事の遂行に起因して、ご契約期間(保険期間)中に日本国内で顧客や通行人などの第三者の身体に障害を与えたり、財物を損壊したりした場合における法律上の損害賠償責任について補償します。
B. 生産物賠償責任補償	製造・販売した商品や飲食物など(生産物)または被保険者が行った仕事の結果によってご契約期間中に日本国内で顧客などの第三者の身体に障害を与えたり、財物を損壊したりした場合における法律上の損害賠償責任について補償します。
(1) 損害賠償金	被害者に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引いた額となります。なお、損害防止軽減義務または求償権保全義務を怠った場合には、防止軽減できたと認められる額等を控除してお支払いします。(2)・(3)とあわせて支払限度額を限度とします。
(2) 求償権保全費用	他人から損害賠償または求償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使のために支出した必要または有益な費用です。(1)・(3)とあわせて支払限度額を限度とします。
(3) 損害拡大防止軽減費用	損害の拡大防止または軽減のために支出した必要または有益な費用です。(1)・(2)とあわせて支払限度額を限度とします。
(4) 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)につき支出する訴訟費用、弁護士費用などの費用です。損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。
(5) 協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用です。支払限度額とは別枠でお支払いします。
(6) 治療費用保険金 (施設賠償責任補償に自動的にセット)	被保険者が占有する施設における事故により、他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が支払う被害者の治療に要した費用等(事故日から180日以内に要した費用に限りです。)に対し保険金を支払います(被害者1名につき50万円、1回の事故につき50万円が限度となります)。

借家人賠償責任補償(オプション)の補償内容

すべての偶然な事故(保険金をお支払いできない場合に該当する場合を除きます。)により借用建物に損害を与えた場合において、家主(貸主)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、借家人賠償責任保険金として次の(1)から(7)までの損害賠償金・費用をお支払いします。

(1) 損害賠償金	被害者に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引いた額となります。なお、損害防止軽減義務または求償権保全義務を怠った場合には、防止軽減できたと認められる額等を控除してお支払いします。借用建物ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。
(2) 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)について、弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用です。損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。
(3) 示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、弊社の書面による同意を得て支出した、示談交渉に要する費用です。損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。
(4) 損害防止費用	損害の発生および拡大の防止に必要なまたは有益な費用です。
(5) 緊急措置費用	損害の発生を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、あらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用および被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用です。
(6) 協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用です。
(7) 求償権保全費用	他人から損害賠償または求償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使のために支出した必要または有益な費用です。
(8) 修理費用保険金 (借家人賠償責任補償に自動的にセット)	すべての偶然な事故(保険金をお支払いできない場合に該当する場合を除きます。)によって借用建物に損害が生じ、貸主との契約に基づきまたは緊急的に被保険者の費用で現実に修理したときは、その借用建物を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、1回の事故につき、300万円を限度としてお支払いします。

(注5)ユーティリティ設備とは、対象事業所の建物等と配管または配線により接続している下記の事業者の占有する電気・ガス・熱・水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線下記事業者の占有するもの(日本国内に所在するものに限りです。)をいいます。

- ・電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者
- ・ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者
- ・熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者
- ・水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者
- ・電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者

【ご注意ください】

- ・お客さまがお選びになった補償・特約により、お支払いの内容が変更される場合があります。
- ・賠償責任補償は、お客さまのご契約を希望された場合のみ補償されます(オプション)。したがって、ご契約の内容によっては、補償されない場合があります。
- ・オプションとなる特約をご契約の場合、上記の保険金のほかにもお支払いの対象となるものがある場合があります。詳しくは、保険証券および保険の約款をご確認ください。